

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（第127回）  
（令和4年1月24日）における主な意見

- 本会議は、様々な子供の多様性に対応した教育を行っていくことの一環と理解している。
- 特異な才能のある児童生徒に対する困難への配慮や効果的な支援等は、一部の児童生徒だけではなく、全ての子供たちにとって大切な視点である。今後議論が進められる中で、どの先生も学級経営、学習指導、生活指導を進める際に大事にしなければいけない視点だということを前面に出していただきたい。
- 今後は、従来の形式的な平等主義といったものから脱して、公正主義に立ち、様々な理由で取り残されている子供にプッシュ型の支援をしていく必要がある。
- 特異な才能のある児童生徒の定義や、有識者会議が対象とする領域を明確にする必要があるのではないか。例えば、既に先取りをしていたり、様々な学校外のリソースを既に受けていたりする子供をさらに手厚く支援していくというのは、趣旨が違ってしまわないか。本会議が目指す公正とは、「生きやすさ」などの保障されるべきものが保障されていないという意味での困難を取り除いていくという考え方であり、全ての子供たちが参加できて生きやすくなることをゴールとして考えるべき。
- 特異な才能のある児童生徒をどのように見いだすのかが問題になる。児童生徒の才能や才能ゆえの生きづらさに気付いている人は誰かを考えると、アンケートで保護者・本人・支援団体からの回答があったように、単に学校の中のみで捉えるのではなく、子供に関わっている幅広い関係者が、本件に対する意識を持つことが必要。また、その人たちが才能をどうやって見いだしていくのかという手続を考えていく必要がある。
- 今回、特異な才能のある子供が学習活動や学校生活において困難を感じていることが指摘され、困難と才能が関連づけて捉えられている。その関連付けられ方や、そういった子供に対する拡充・早修の扱いについて、さらに議論していただきたい。

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援について、これまでも心ある優れた教師は、個に応じた指導の一環として日々の教育活動の中で実践を積み上げてきた。一方で、40人の子供たちを教える中で個別指導には限界がある。また、個に応じた指導や発展的な学習指導をどの程度まで行って良いのかが明らかでなく、教師が躊躇してしまうこともあった。さらに、保護者や地域社会から期待されず冷めた目で見られ、モチベーションを失ってしまうこともあった。
- 特異な才能を有する児童生徒への支援策を考える際には、知・徳・体のバランスや人格の完成の視点も忘れてはいけない。
- ある特定分野では才能を発揮する一方で、人付き合いがうまくいかなかったり、社会性の育成が重要だったりする児童生徒もいる。義務教育段階では、学校は社会の縮図であり、集団で何かに取り組むことも必要。義務教育で学ぶべきことを押さえながらも得意な分野を伸ばすことが期待される。
- 特異な才能のある児童生徒にとっては、個別最適な学びだけでなく、協働的な学びを通じて、学び合いや教え合いを行うことで、自身の学び・理解を深めることも重要。日々の授業の中で特異な才能を有する子供が自己実現できる場を設定して、そのような学びが成立するように教師がコーディネートしていくことが重要。
- アンケートの中で、授業が暇で苦痛という回答があったが、例えば、大学の数学の先生が数学の体系を理解した上で小学生の算数の授業を見ても暇で苦痛ではないように、子供たちがそういう目も持てるとよいのではないか。そのためには、教師がその子を理解して、どのように生かすかを考えあわせて協働的な学びにつなげていくことが必要。
- 教師等の人的リソースの充実や、官民連携等で現場で活用できるコンテンツの開発、専門知識を有する人材バンクの創設・活用が必要。さらに、学校外の多様な学びとの円滑な接続を進めるため、大学・民間団体等が実施する学校外での学びへ子供たちをつないでいくことなど、国内の学校での指導・支

援の在り方等について、遠隔、オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行って、さらなる検討、分析を実施することが必要。

- 学校だけでは対応できないということが明らかであり、保護者や支援団体、科学技術・芸術・スポーツ等に関わる市民との関わりの中で子供たちが育っていく。学校を社会に開くこととも関係するが、子供たちを育てていく環境づくりも重要。
  
- 学校、教育委員会、教師が果たすべき役割や教員養成・研修における取扱いについても整理していく必要がある。
- 地域社会や保護者の理解・啓発も重要。
- 特に義務教育の公立学校で、この問題に取り組むにあたっては、先生の力量や金がかかる。そこで、本来研究開発校であった国立大学附属学校において、このようなことにより力を入れていくことや、公立学校の中に特例校を作っていくことも考えられる。
- 高校生が大学の授業を受けた場合には単位が認められるが、その単位は入学した大学でしか認められない。大学間の単位互換の問題も含め、高校生が大学の授業に興味を持って参加でき、参加した場合に大学で単位認定されることについても検討が必要。